

タイトル	高齢者補聴器購入費用の助成について
担当課	健康福祉部福祉事務所 長寿介護課 担当：中村 (電話：0558-76-8011 内線：3521)

1 概要

高齢者の生活支援及び社会参加の促進を図るため、加齢による聴力機能の低下がある高齢者が補聴器本体及びその付属品を購入するに当たり、その費用の一部を助成します。

申請受付の開始日は令和6年6月1日、同年4月1日以降に購入した補聴器本体及びその付属品が対象となります。

2 対象者

以下の要件を全て満たす者を助成対象者とします。

- ・市内に住所を有する65歳以上の者
- ・両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、医師から補聴器の使用が必要であると証明を受けた者
- ・市税を滞納していない者
- ・その他の法令に基づく補聴器購入費等の助成を受けられない者

3 助成の対象及び助成額

(1) 助成の対象

補聴器本体及びその付属品の購入に要する経費（診察料、文書料、修理費用、送料等を除く。）

(2) 助成額

(1) に掲げる経費の2分の1以内の額とし、3万円を限度とする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

4 申請方法

別添のチラシをご参照ください。

65歳
以上

伊豆の国市 高齢者を対象に補聴器の 購入費を助成します！！

加齢による聴力低下により、
日常生活に支障はありませんか？
ご友人やご家族とのコミュニケーション
に困っていませんか？



●申請できる人（以下のすべての要件を満たす人）

- ・市内に住所を有する65歳以上の人
- ・両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、医師から補聴器の使用が必要であると証明を受けた人
- ・市税を滞納していない人
- ・その他の法令に基づく補聴器購入費等の助成を受けられない人
- ・令和6年4月1日以降に補聴器を購入した人

●助成額（1回限り）

補聴器及びその付属品の購入費の2分の1以内とし、

上限30,000円（100円未満切り捨て）

※修理代、診察料、文書料は助成対象外です。

集音器等、補聴器ではない物は助成対象外です。

※手続きの流れは

裏面をご覧ください！！

●問い合わせ先

伊豆の国市健康福祉部
福祉事務所長寿介護課

☎ 0558-76-8011

令和6年6月1日から

～手続きの流れ～



①申請書類を入手

市役所大仁庁舎長寿介護課で申請書類を受け取ります。
※市ホームページからもダウンロードができます。

②耳鼻咽喉科を受診

※診察料・文書料等は自己負担となります。

- ・申請書類を持参し、耳鼻咽喉科を受診します。
- ・「両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、補聴器の使用が必要である。」と認められた場合は申請書類の証明書（様式第2号）に医師の証明をもらってください。

③補聴器を購入

※必ず、補聴器販売店に相談し、
補聴器の調整をしましょう。

- ・補聴器を購入し、その領収書をもらってください。
- ・領収書は、購入日、購入金額、購入品目が記載されているものをもらってください。※宛名は助成対象者ご本人様に限りませ

④申請書類を提出

※以下のいずれか早い日までに申請してください、

- ・購入した日から90日以内
- ・購入した日の年度末（3月31日）

- ・「申請書兼請求書（様式第1号）」、「証明書（様式第2号）」「支払領収書」、「印鑑」、「振込先口座の通帳又はキャッシュカード」を持参し、長寿介護課窓口へ提出します。